

千葉県経済のトピックス

～最低賃金の上昇～

令和3年11月12日

千葉県商工労働部経済政策課

最低賃金は今後1,025円程度まで上昇する

- 千葉労働局は2021年9月1日に、千葉県最低賃金を28円引き上げ、時間額953円に改定することを公示した(効力発行日は同年10月1日)。
- なお、国は「骨太の方針2021」において、「早期に全国加重平均1,000円とする」ことを目標に掲げており、2021年改正での全国加重平均額と千葉県最低賃金の乖離率2.5%を前提とすると、千葉県最低賃金は今後1,025円程度まで上昇することが見込まれる。

千葉県最低賃金



最低賃金とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされる。

最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用される(パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用される)。

2021年6月18日に閣議決定された「骨太の方針2021」で「最低賃金について、(中略)より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引き上げに取り組む」とされた。

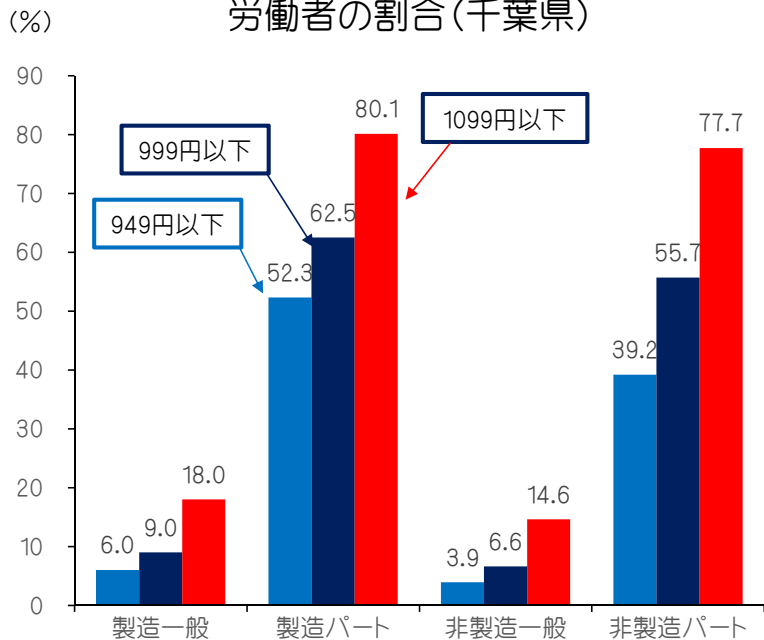
全国加重平均とは、全国の最低賃金を都道府県ごとの労働者数で重みづけして平均した額である。

2021年度の最低賃金は全国加重平均額930円、千葉県953円(対全国加重平均額で+2.5%)。対全国加重平均額比率を同水準と仮定した場合、全国加重平均額1,000円の際の千葉県最低賃金は1,025円となる。

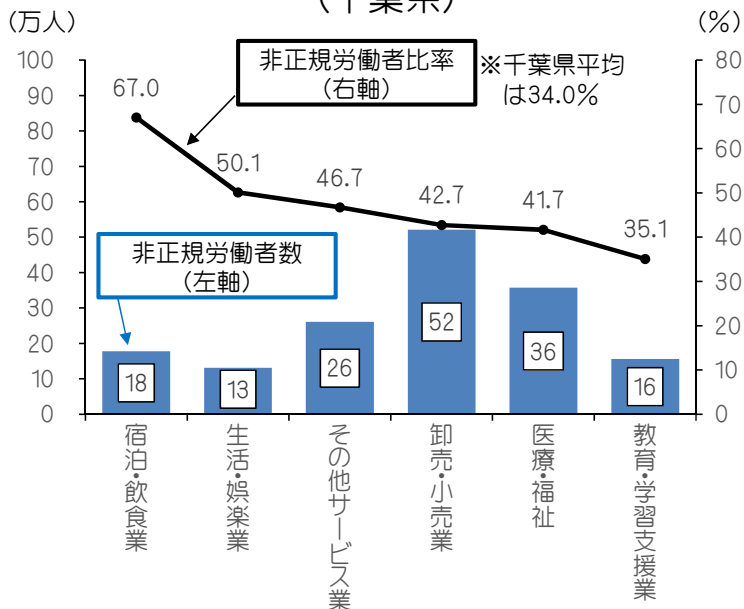
非正規労働者の多い産業で、最低賃金の影響が色濃く出る

- 時間あたり所定内賃金額は、一般労働者に比べ、パート労働者の方が低い。
- 所定内賃金999円以下のパート労働者は製造業62.5%、非製造業55.7%（労働者数ベース）であり、パート労働者を多く抱える事業者を中心に、賃上げが必要となる。
- 非正規労働者は卸売・小売業（52万人）、医療・福祉（36万人）で総数が多い。一方で、非正規労働者比率は宿泊・飲食業（67.0%）で最も高く、賃上げの影響が色濃く出る可能性がある。

時間あたり所定内賃金額別の労働者の割合（千葉県）



産業別の非正規労働者の割合及び数（千葉県）



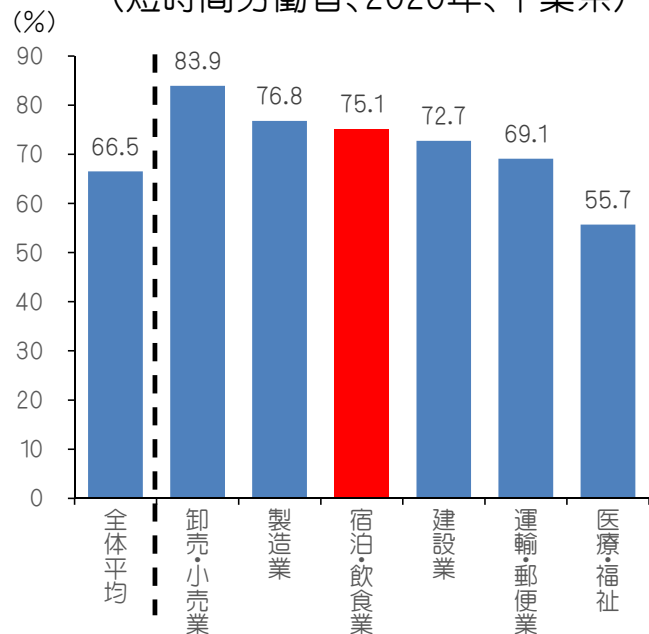
※上図は千葉県平均を上回る非正規労働者割合の業種を抜粋した。

(資料)厚生労働省「令和元年最低賃金に関する基礎調査」「平成29年就業構造基本調査」

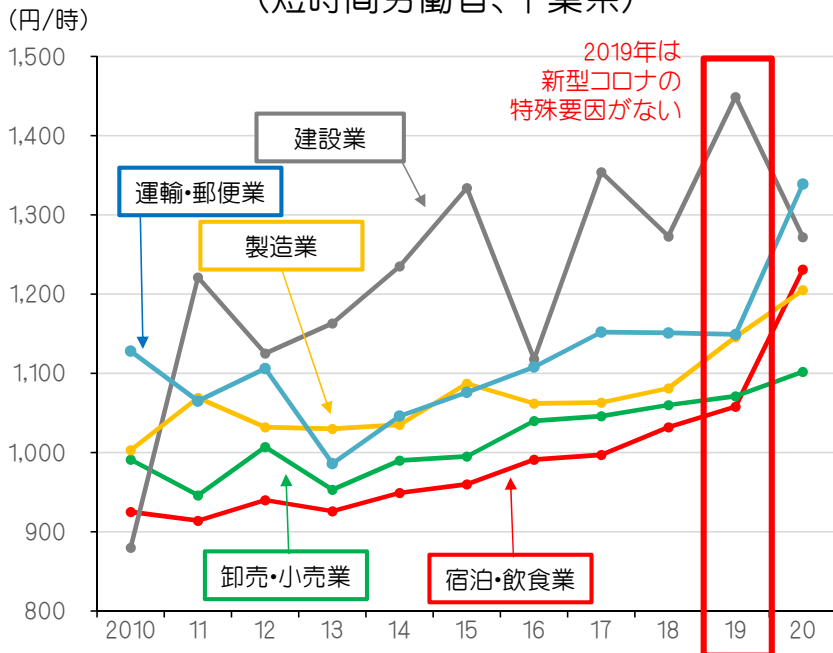
最低賃金改定の影響は、宿泊・飲食業で影響が大きい可能性がある

- 最低賃金を改定した場合に、賃金水準が低いいため賃上げの必要が生じやすい業種は、卸売・小売業（時間あたり所定内給与に占める最低賃金の比率83.9%）、製造業（同76.8%）、宿泊・飲食業（同75.1%）など。
- 特に、新型コロナウイルス感染症の特殊要因がない2019年をみると、宿泊・飲食業の賃金水準が低く、感染拡大による影響を強く受けている業種と一致する。

最低賃金の所定内給与に対する比率（短時間労働者、2020年、千葉県）



時間あたり所定内給与の推移（短時間労働者、千葉県）



(資料)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」